

静岡市規則第17号

静岡市歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月26日

静岡市長

難波喬司

静岡市歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

静岡市歯科技工士法施行細則（平成26年静岡市規則第47号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

歯科技工業務に従事する 者の氏名	
---------------------	--

を

」

「

歯科技工業務に従事する者	氏名	リモートワークを行う場所及び電話番号 (リモートワークを行う場合に限る。)

に

」

改め、同様式（注）を次のように改める。

（注）

- 1 歯科技工業務に従事する者の歯科医師免許証又は歯科技工士免許証の写しを添付してください。
- 2 「リモートワーク」とは、開設の場所以外の場所において、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務をいいます。

様式第2号中

変 更 事 項	1. 開設者の住所及び氏名 2. 歯科技工士の名称 3. 歯科技工所の場所 4. 管理者の住所及び氏名 5. 歯科技工業務に従事する者の氏名 6. 構造設備の概要及び平面図 (※該当する番号に○を付けてください。)	を
---------	---	---

変 更 事 項	1. 開設者の住所及び氏名 2. 歯科技工士の名称 3. 歯科技工所の場所 4. 管理者の住所及び氏名 5. 歯科技工業務に従事する者の氏名(リモートワークを行う場合は、リモートワークを行う場所及び電話番号を含む。) 6. 構造設備の概要及び平面図 (※該当する番号に○を付けてください。)	に
---------	---	---

改め、同様式(注)に次のように加える。

- 3 「リモートワーク」とは、開設の場所以外の場所において、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務をいいます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。